

平成23年10月

保健医療情報標準化会議開催要領

1. 開催趣旨

医療分野の情報化の進展を踏まえ、医療機関内及び医療機関間等でやりとりされる様々なメッセージや書類等の標準化に対応することを目的とする。

2. 検討事項

- 厚生労働省標準規格の更新
- 保健医療情報分野の標準化推進に係る事項
- その他の保健医療情報を扱うシステムの標準化に関する事項 等

3. 構成員

別紙のとおり

4. 運営等

- 保健医療情報標準化会議（以下「本会議」という。）に座長を置く。
- 本会議は企業内の秘密に該当する事項等を扱う場合を除き、公開とする。
- 座長は検討に必要な有識者等の参集を求めることが出来る。
- その他、本会議の運営に関し必要な事項については、座長及び事務局において協議の上、決定することとする。

5. 会議の位置付け

厚生労働省政策統括官が本会議を召集し、必要に応じてワーキンググループを設けることとする。

本会議の庶務は厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室が行うこととする。